

1 地域リハビリテーション推進強化事業

県では、身体等に障害のある方の支援に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門スタッフが対応しています。個別相談対応を始めとし、関係機関と連携を図りながら県内の地域リハビリテーション支援の体制づくりを進めています。

●根拠法令

宮城県地域リハビリテーション連携指針改訂版

みやぎ障害者プラン

宮城県障害福祉計画

●事業目的

「高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送れる社会に必要なリハビリテーションサービスが、総合的かつ一貫性をもって提供される体制づくりを目指す」

(1) リハビリテーション相談支援事業

保健福祉事務所からの相談依頼に応じ、自宅や施設等で暮らす障害者の日常生活能力等が向上するよう相談に応じています。

また、ALS（筋萎縮性側索硬化症）等の難病の方へのコミュニケーション相談対応と、補装具である「重度障害者用意思伝達装置」の処方及び適合判定を行います。

障害者の自動車運転についても、利用者・家族・支援者の方が必要な知識・情報を得られるよう個別相談等を受けています。

これらはリハビリテーション関連物品（コミュニケーション機器や移動を助ける機器等）として、当所で物品の展示・一部貸出をしています。また保健福祉事務所が必要とする簡易な福祉用具等に関する製作支援も行います。



(2) 障害児者支援機能強化事業

市町村や事業所等が主催する保健福祉に関する事業について、保健福祉事務所が検討・企画等を支援しており、当所も依頼に応じて専門的な助言やスタッフ派遣を行います。

併せて、県内外のリハビリテーション関係機関・団体との情報交換等を通して、全県のリハビリテーション提供体制を推進しています。

(3) 障害児者支援普及啓発事業

主に身体障害やリハビリテーションに関する情報を発信しています。

福祉用具や ALS 等難病患者のコミュニケーション支援機器は、見る・触れることによりイメージが付きやすくなるため、障害児者に直接支援を担う職員（訪問看護事業所、障害福祉事業所、市町村障害担当等）を対象に体験型の研修を行っています。

ホームページ掲載やリーフレット等の作成・配布もしています。



(4) 調査・研究事業

リハビリテーション資源の充実やリハビリテーションサービスの質の向上を図るため、障害児者支援に係る調査・研究に取り組んでいます。

(5) 地域リハビリテーション事業実務者会議等

保健福祉事務所の担当者等と、本事業の推進に必要な検討や情報更新を行っています。